

(答申第39号)

答 申

県又は県の機関を相手方として提起された訴訟において、県又は県の機関が、当該訴訟を提起した者の個人情報を裁判所に提出することは、岐阜県個人情報保護条例第7条第1項第1号等に該当し、許容されると解する余地もあるが、このような場合を含め、個人情報を目的外に利用し、又は提供することが許容される場合を明確化するため、同項の適用除外の類型に下記の事項を加えることは適当である。

記

○条例第7条第1項第5号 類型化事項

類型	目的外に利用・提供する理由
不服申立て事件の処分庁又は審査庁（以下「処分庁等」という。）である県の機関が、当該不服申立て事件に関し相当と認められる範囲の個人情報を実施機関内で利用し、又は審査庁、再審査庁若しくは審理員（以下「審査庁等」という。）に提供するとき。	不服申立て事件の処分庁等である県の機関が、その主張立証を十分に尽くすことで、事実関係を正確に反映させ、公正かつ妥当な審理が行われるようにするため、本人の権利利益の保護との均衡にも配慮しながら、その収集の目的にかかわらず、個人情報を含む資料を審査庁等に提出することが必要な場合がある。このような場合において、当該個人情報の内容、利用・提供の目的その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときは、目的外に利用・提供することが許容されると考えられるため。

○条例第7条第1項第6号 類型化事項

類型	目的外に提供する理由
訴訟事件又は調停事件（以下「争訟」という。）の当事者である県又は県の機関が、当該争訟に関し相当と認められる範囲の個人情報を裁判所に提供するとき。	争訟の当事者である県又は県の機関が、その主張立証を十分に尽くすことで、事実関係を正確に反映させ、公正かつ妥当な争訟を遂行するため、本人の権利利益の保護との均衡にも配慮しながら、その収集の目的にかかわらず、個人情報を

	<p>含む訴訟資料等を裁判所に提出することが必要な場合がある。このような場合において、当該個人情報の内容、提供の目的その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときは、目的外に提供することが許容されると考えられるため。</p>
--	---